

議案第 1 1 4 号

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の表ポリオの項中「ポリオ」を「不活化ポリオ」に、「6,500 円」を「9,600 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の松阪市民病院使用料及び手数料条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。